



### Ⅲ 主な議論

#### 1. 国際的に活動する保険グループ (IAIGs) の監督のための共通枠組み (ComFrame)

IAIS は、金融危機を踏まえた対応として、2010 年より ComFrame の開発に着手し、数次の市中協議を経て、ICP に ComFrame を統合したうえで、2019 年 11 月の年次総会で ComFrame 及び改定された ICP を採択した。

(※) IAIGs を選定するベンチマークとして、「3 つ以上の法域において保険料収入があり、かつ、海外保険料収入比率が 10% 以上であることを前提に、総資産 500 億ドル以上、または、保険料収入 100 億ドル以上の規模を有する保険グループ」という基準が示されている。IAIGs の選定・公表は、各当局の裁量に委ねられている。

#### 2. IAIGs に適用される国際資本基準 (ICS : Insurance Capital Standard) の検討

IAIS は、2013 年より IAIGs に適用される ICS の開発に着手し、2017 年 7 月に拡大フィールドテストのための国際資本基準 (ICS Version 1.0) を公表し、2018 年 7 月に ICS Version 2.0 に関する市中協議文書を公表したうえで、2019 年 11 月にモニタリング期間のための ICS Version 2.0 に合意した。モニタリング期間における ICS Version 2.0 の結果や、ステークホルダーからのフィードバックなどを踏まえ、2023 年 6 月には ICS の最終化に向けた案 (Candidate ICS as a PCR) に関する市中協議文書を公表した。市中協議の結果等を踏まえ、2024 年第 4 四半期に IAIGs に対する規制資本としての ICS が採択される予定である。

また、IAIS は、2024 年までに、米国の開発する合算手法の ICS との比較可能性を評価することとしている。IAIS は、合算手法の比較可能性の定義及びハイレベル原則の市中協議文書を 2020 年 11 月に公表したのち、2021 年 5 月に同定義及びハイレベル原則を最終化した。2022 年 6 月には比較可能性に関するハイレベル原則を具体化した比較可能性基準の市中協議案を公表し、2023 年 3 月に基準の最終案が公表された。現在、IAIS にて、比較可能性評価に係る議論を継続している。

#### 3. システミック・リスクへの対応

金融規制理事会 (FSB) は、2013 年より 2016 年まで毎年、IAIS の開発したグローバルなシステム上重要な保険会社 (G-SIIs) の選定手法に基づき、G-SIIs のリストを公表してきた (これまで日本社がリストに含まれたことはない)。一方、IAIS は、保険セクターにおけるシステミック・リスクの評価枠組みの見直しに着手し、2017 年 12 月には市中協議文書「システミック・リスクに対する活動ベースのアプローチ」を公表し、2018 年 11 月には市中協議文書「保険セクターにおけるシステミック・リスクのための包括的枠組み」を公表したのち、2019 年 11 月の年次総会で同枠組みを最終化した。同枠組みの下、IAIS は保険会社及び保険市場の潜在的なシステミックリスクの積上り状況のモニタリング (グローバルモニ

タリング活動：GME)、及び同枠組みに関連した ICP・ComFrame の各法域における実施状況の評価を行い、その結果を FSB に報告することとなった。FSB は、上記の IAIS からの報告や同枠組みの進展状況を踏まえ、2022 年 12 月に、グローバルなシステム上重要な保険会社（G-SIIs）の選定の停止を決定した。IAIS においては、引き続き GME を毎年実施するとともに、各法域における実施状況のフォローアップも行われている。

#### 4. その他の議論

##### (1) サステナブルファイナンス

IAIS は、2017 年より、持続可能な保険フォーラム（SIF）と連携して、保険会社の業務の持続可能性に関する課題と機会について議論を行ってきた。2018 年 7 月には、「保険セクターにおける気候変動リスクに関するイシューペーパー」、2020 年 2 月には、「TCFD 提言実施に関するイシューペーパー」を公表。また、2021 年 5 月には、保険監督当局が、気候関連リスクを監督枠組みにどのように組み入れているかについて、「保険セクターにおける気候関連リスク監督に係るアプリケーションペーパー」を公表した。2021 年 3 月には、SIF の生物多様性を含む自然関連リスクに関する作業に参画し、同年 11 月には SIF が「国際的な保険セクターにおける自然関連リスクに関するスコopingペーパー」を公表している。また、IAIS 独自の取組として、2020 年－2024 年作業計画において戦略的テーマの一つとして気候関連リスクへの対応を掲げ、2021 年 9 月に気候関連リスク・ステアリンググループ（CRSG）を設立した。同年 11 月に「気候変動への対応を強化するための保険監督者国際機構（IAIS）の取組み」と題するプレス・リリースを公表している。また、IAIS は、気候関連リスクに係る ICP のガイダンスや補助資料の策定・改定に取り組んでおり、2023 年から 2024 年にかけてトピック毎に市中協議を進めている。

##### (2) 自然災害リスク等への対応

自然災害リスク等への対応における保険監督当局の役割について議論するため、IAIS は、2023 年 1 月にプロテクションギャップタスクフォースを設置した（議長：有泉国際総括官（当時））。IAIS は 2023 年 4 月に公表したステートメントを踏まえ、IAIS は、2023 年 11 月に、「行動の呼びかけ：自然災害に係るプロテクションギャップ解消における保険監督者の役割」と題する報告書を公表した。同報告書は、2023 年 5 月に G7 日本議長下で発出された財務大臣・中央銀行総裁声明にて示された期待に応える成果であり、監督当局が取り得る様々な行動の類型及び着眼点を整理するとともに、様々な関係主体の間の連携や働きかけの重要性等に言及している。